

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）において行われる組換えDNA実験に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 実験従事者及び公共の安全を確保するため、組換えDNA実験を行うものは、関係する法令及びその他の規則等を遵守するものとする。

(組換えDNA実験に関する事項の審議)

第3条 組換えDNA実験の安全かつ適切な実施を図るため、埼玉県立大学研究推進委員会規程（平成22年規程第83号）別表に規定する共同実験管理部会（以下「部会」という。）にて組換えDNA実験に関する事項の審議（ただし、組換えDNA実験の実施計画の倫理的、科学的な観点からの審査に関する事項を除く）を行う。

(組換えDNA実験に関する会議)

第4条 会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長に事故があるときはあらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、DNA実験安全主任者（第5条に示す。）の出席を求め、意見を聞くものとする。

6 会議は、必要と認めるときは、部会員以外の教職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 会議は、必要と認めるときは、学外の学識経験者の意見を聞くことを学長に求めることができる。

(DNA実験安全主任者)

第5条 学長は、法人の組換えDNA実験の安全確保のための指導助言及び実施状況の確認を行うため、DNA実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）を置く。

2 安全主任者は、部会の推薦に基づき学長が任命する。

3 安全主任者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 安全主任者は、組換えDNA実験の安全確保に関する次の各号に掲げる任務を行うものとする。

一 実験責任者及び実験従事者に対する安全取扱上の指示

二 実験施設・設備の管理状況並びに実験状況の確認及び管理の指示

三 組換えDNA分子並びにこれを保持する宿主の保管及び運搬の指示

四 実験記録の管理・保存の指示

五 火災、自然災害その他緊急事態発生の際の立案及び発生時の措置の指示

六 その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理

第6条 削除

(規程の適用)

第7条 この規程は、法人教職員のほか、実験責任者が監督する学生、研究生等にも適用する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、組換えDNA実験に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。